

《改正全文》

指 第 45号
平成10年7月27日
一部改正
医政指発0107001号
平成17年1月7日
医政指発0609001号
平成18年6月9日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生省健康政策局指導課長

保険医療機関の病床の指定に係る国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う医療法第30条の7の規定に基づく勧告等の取扱いについて

国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成10年法律第109号。以下「改正法」という。）による改正事項のうち、保険医療機関の病床の指定等に係る事項については、国民健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（平成10年政令第247号）により、平成10年8月1日から施行されることとなり、これに伴い、本日、「国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の改正について」（平成10年7月27日付老発第485号・保発第101号厚生省老人保健福祉局長・保険局長連名通知）が別紙1のとおり通知されたところである。

改正法については、参議院国民福祉委員会において別紙2のとおり修正及び別紙3のとおり附帯決議が行われたところであるが、これらを踏まえ、医療計画制度に係る医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第30条の7の規定に基づく勧告等について下記のとおり取り扱うこととするので、勧告を行うに当たっては衛生主管部局と保険担当部局との間で十分な情報交換を行うなどにより、その運用に遺憾なきを期したい。

記

第1 保険医療機関の病床の指定に関する事項

1 改正法第4条による健康保険法（大正11年法律第70号。以下「健保法」という。）の一部改正による改正後の健保法第43条ノ3第4項第2号の規定により、都道府県知事は、保険医療機関の指定の申請があった病院等について、法第30条の7の規定に基づく勧告に従わないときは、病床の全部又は一部について保険医療機関の指定を行わぬことができるものとされたこと。

2 健康保険法第43条ノ3第4項第2号に規定する厚生大臣の定める病床の数の算定方法（平成10年7月厚生省告示第211号）が別紙4のとおり定められ、健保法第43条ノ3第4項第2号前段が法第30条の7の勧告の要件と同一とされているものであること。

第2 勧告等に係る都道府県医療審議会等の手続の透明化について

1 審議の公開

都道府県医療審議会の運営については、法第71条の2第3項及び医療法施行令（昭和23年政令第326号。以下「令」という。）第5条の12の規定により準用される令第5条の11の規定により、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は審議会が定めることとされているが、医療計画の策定及び都道府県知事の勧告に関する都道府県医療審議会の審議については、手続の透明化を図るために、公開することが適切であること。

2 委員の構成

(1) 都道府県医療審議会の委員については、令第5条の12の規定により読み替えられて準用される令第5条の5第1項の規定により、医師、歯科医師、薬剤師、医療を受ける立場にある者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事が任命することとされ、このうち医療を受ける立場にある者については、「医療法人制度の改正及び都道府県医療審議会について」（昭和61年6月26日付健政発第410号厚生省健康政策局長通知）の第2の1の(2)の②により、市町村の代表者、医療保険の保険者を代表する者等を加えることが考えられることとされているところである。

(2) 医療を受ける立場にある者については、被保険者等医療を受ける者の意見を反映して、良質かつ適切な地域医療が確保されるような配慮が十分なされるようになるため、都道府県医療審議会の委員構成について検討し、当該委員については、医療を提供する体制の確保に資するよう都道府県医療審議会の委員構成が三者構成とされて令において医療を受ける立場にある者と規定されている趣旨及び当該委員が医療を受ける立場にある者として審議に参加するという趣旨を踏まえ、(1)に掲げる者に加え、被保険者の立場を代表する者等を加えることが考えられること。

3 勧告を行う場合の理由の明示等

(1) 法第30条の7の規定に基づく勧告を行うに当たっては、行政手続法（平成5年法律第88号）第35条（行政指導の方式）等の規定の趣旨や各都道府県において

定める行政手続条例等に従い、その理由（事実関係及び根拠法令）を明らかにし申請者に対して通知するなど、適正手続に留意するものとすること。また、勧告に関する都道府県医療審議会の審議においては、申請内容、医療圏の病床の状況、勧告に関する都道府県医療審議会の意見を聴くに至った事情等を十分に説明するものとすること。

(2) 近接した期間に開設許可の申請等が複数なされた場合は、地域の医療提供の実情を踏まえ、かつ、手続の透明化を期する観点から、地域保健医療協議会などの地域の関係行政機関、医療関係団体等との協議の場を活用し、全ての申請者等の参加による病床数等の調整を行うなど、今後とも公平性・公正性の確保に努め、医療計画の達成の推進を図るものとすること。

第3 医療法施行規則第30条の32第2号に基づく厚生労働大臣が認める事情について

都道府県の医療計画が公示された後に、急激な人口の増加が見込まれることその他の政令で定める事情があるときは、政令で定めるところにより算定した数を、政令で定める区域の基準病床数（法第30条の3第2項第3号に規定するものをいう。）とみなすことが法第30条の3第6項に定められているところである。これに基づき、急激な人口の増加が見込まれることその他の政令で定める事情として令第5条の3第1項において、急激な人口の増加が見込まれること（同項第1号）、特定の疾病に罹る者が異常に多くなること（同項第2号）、その他前2号に準ずる事情として厚生労働省令で定める事情があること（同項第3号）が規定されたものである。

この厚生労働省令で定める事情として規定された医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第30条の32（特定の病床等に係る特例）の規定の適用については、次に掲げる場合を同条第2号に規定するその他前号に準ずる事情として厚生労働大臣が認める事情があることに該当する場合として取り扱うとともに、基準病床数を超えることとなる開設許可の申請があった等の場合にあっては当該規定の適用の可否について検討することとする。この場合において、都道府県医療審議会への諮問、厚生労働大臣の承認等の手続については、「医療計画について」（平成10年6月1日付健政発第689号厚生省健康政策局長通知）の2（基準病床数及び特定の病床等に係る特例について）によるものとすること。

1 人口急増の場合

次に掲げる要件の全てを満たすとき。

- (1) 医療圏全体の人口の将来推計の結果、当該圏域が病床非過剰に転ずることが予想されること。
- (2) 申請に係る病院の所在する市区町村が、医療圏内においても、特に人口の急増が著しいと認められること。

2 その他特別な事情が認められる場合

次に掲げる要件のいずれかを満たすとき。

- (1) 過疎・病床偏在の場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすとき。
 - ① 医療圏内において病床の偏在が著しい（特定の市町村に、概ね80%以上の病床が集中している）こと。
 - ② 申請に係る病院等の所在する市町村の病床数が、人口当たり病床数で比較して全国平均の2分の1以下であること。
 - ③ 申請に係る病院等の所在地から医療圏内の中心都市までの移動所要時間が、公共交通機関で概ね2時間以上要すること。
 - ④ 悪天候等により基幹道路の遮断、その他当該市町村の住民が日常生活を行う上で断続的に不便を余儀なくされる自然・生活環境等の存在が認められること。

(2) 二次医療圏を越えて病院等の移転が行われる場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすとき。

- (1) 当該病院が、現在開設地から移転することの不可避性が認められること。
- (2) 病床が非過剰な医療圏へ移転することが困難であり、移転先以外に開設することができない必然性が認められ、かつ、当該病院の移転が患者の受療動向に影響を与えないものであること。
- (3) 移転の範囲が同一都道府県であること。
- (4) 移転前後で両二次医療圏の病床数の合計が増加しないこと。
- (5) 移転に伴い、当該病院の現在開設地が属する医療圏において、病床が非過剰な状態を生じないこと。

(3) 複数の公的医療機関等（医療法第7条の2第1項各号に掲げる者が開設する医療機関をいう。以下同じ。）を含め、医療機関の再編統合を行う場合（二次医療圏を越えて行う場合も含む。）にあっては、再編統合後の複数の医療機関の病床の数の合計数が再編統合の対象となる複数の公的医療機関等を含めた医療機関の病床の数の合計数に比べて減っていること。この場合において、公的医療機関等を含めた医療機関の再編統合に当たっては、都道府県において、当該公的医療機関等を含めた医療機関の役割や公的医療機関等と民間の医療機関との役割分担を含め、医療に関する施設相互の機能分担及び業務の連携を踏まえた対応を行うこと。また、公的医療機関等を含めた医療機関の再編統合に伴って二次医療圏内の病床が非過剰な状態になる場合には、適切な対応を行う必要があること。

(4) その他第3の1並びに同2の(1)から(3)までに準ずるものとして、特に整備する必要があると認められるものであること。